



島根県報

平成16年12月17日 (金)

第 1,634 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則	(税 務 課)	2
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則	(")	3
県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	30

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	32
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	32
青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課)	33
青少年に観覧させてはならない興行	(")	33
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	34
島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	34
企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱の一部改正	(")	35
ヨ一ネ病の発生	(畜産振興課)	35
換地処分	(農村整備課)	35
換地計画書の縦覧	(")	35
解除予定保安林 (2件)	(森林整備課)	36
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水産課)	36
平成16年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用地対策課)	37
道路の区域の変更	(道路維持課)	37
道路の供用開始	(")	38
廃川敷地等の発生	(河川課)	38
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建築住宅課)	38

公 告

都市計画変更の図書の縦覧	(下水道推進課)	39
都市計画決定の図書の縦覧 (2件)	(都市計画課)	39
都市計画変更の図書の縦覧	(")	40
開発行為に関する工事の完了	(")	40

教委告示

島根県指定史跡の指定	(文化財課)	40
島根県指定名勝の指定	(")	40
島根県指定天然記念物の指定	(")	41

正 誤

平成16年11月5日付け島根県報第1,622号中	(教育庁総務課)	41
--------------------------	----------	----

公布された条例等のあらまし

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則（規則第100号）

島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）を平成17年4月1日から施行することとした。
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（規則第101号）

1 規則の概要

- (1) 課税免除される産業廃棄物は市町村（市町村の組合を含む。）の条例で搬入を認められている産業廃棄物で、処理費用を徴されないものとした。（第2条関係）
- (2) 課税標準である重量は1,000分の1トン未満の端数を切り捨てることとした。（第3条関係）
- (3) 換算して得た重量は、産業廃棄物の種類に応じて定めた換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とすることとした。（第5条関係）
- (4) 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する文書の様式を定め、各申請や届出の期限等を定めることとした。（第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条第1項関係）
- (5) 特別徴収義務者に対し徴収猶予する場合の担保提供を免除する要件を「申請者が申請日前3年以内に産業廃棄物減量税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近の同税の納入状況から徴収猶予期間内に猶予税額を納入することが確実に認められる。」こととした。

また、担保提供手続について地方税法施行令第6条の10の規定を準用することとした。（第8条関係）

- (6) 帳簿等への記載事項を「産業廃棄物の搬入年月日」、「産業廃棄物の種類及び重量又は容量」、「課税免除される産業廃棄物の種類及び重量又は容量」、「産業廃棄物の最終処分委託者の氏名又は名称」、「産業廃棄物管理票交付番号」とすることとした。（第13条関係）
- (7) 産業廃棄物減量税の賦課徴収の手続等について島根県条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の定めるところによることとした。（第14条第2項関係）

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

3 経過措置

規則の施行日に、現に最終処分業者である者や最終処分場を設置している者は、特別徴収義務者登録申請や最終処分場設置届出を規則の施行後直ちに行うこととした。

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則（規則第102号）

1 規則の概要

- (1) 郵便振替の方法による払込みを公金に関する郵便振替の方法によることとした。（第1条、第2条、第4条、様式第1号関係）
- (2) その他規定の整備（第5条関係）

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第100号

島根県産業廃棄物減量税条例の施行期日を定める規則

島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）の施行期日は、平成17年4月1日とする。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則をここに公布する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第101号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 条例第5条第1号に規定する規則で定める産業廃棄物は、市町村（市町村の組合を含む。）の条例で搬入を認められている産業廃棄物のうち、その処理に要する費用を徴されないものをいう。

（課税標準の端数計算）

第3条 産業廃棄物減量税の課税標準である重量は、その重量に1,000分の1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（条例第6条の規則で定める要件）

第4条 条例第6条の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

（換算して得た重量）

第5条 条例第6条の規則で定めるところにより換算して得た重量は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

（特別徴収義務者の指定）

第6条 知事は、条例第9条第2項の規定により産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定したときは、産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書（第1号様式）により、これを通知するものとする。

（特別徴収義務者としての登録申請）

第7条 条例第10条第1項前段の規定により特別徴収義務者としての登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期限までに、産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書（第2号様式）により、産業廃棄物減量税の課税地を管轄する支庁又は総務事務所の長（以下「支庁長等」という。）に申請しなければならない。

- (1) 条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者 最終処分場において産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の5日前の日
- (2) 条例第9条第2項に規定する特別徴収義務者 産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書を受け取った日から5日を経過する日

2 条例第10条第1項後段の規定により登録した事項の変更を申請しようとする者は、当該変更があった日から5日以内に、産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書（第3号様式）により、支庁長等に申請しなければならない。

（条例第12条第1項の担保の提供を免除する場合の要件等）

第8条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同条第2項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物減量税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物減量税に係る徴収金の納入状況からみて当該徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物減量税を納入することが确实と認められることとする。

2 条例第12条第1項に規定する規則により徴する担保の提供手続については、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定を準用する。

(最終処分場の設置等の届出)

第9条 条例第14条第1項の規定による届出をしようとする者(以下「納税者」という。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場設置届出書(第4号様式)により、支庁長等に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合には、当該変更があった日から5日以内に、最終処分場変更届出書(第5号様式)により、支庁長等に届け出なければならない。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(特別徴収義務等の消滅届)

第10条 特別徴収義務者及び納税者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、最終処分場の埋立処分が終了し、又は最終処分場を譲り渡し、若しくは貸し付けたことにより、当該処分場における特別徴収義務又は納税義務が消滅したときは、その消滅した日から10日以内に産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書(第6号様式)又は産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書(第7号様式)により支庁長等に届け出なければならない。

(最終処分場の休止届)

第11条 特別徴収義務者等は、最終処分場を1月以上にわたって休止しようとするときは、その休止の日から10日以内に最終処分場休止届出書(第8号様式)により支庁長等に届け出なければならない。

(納期限等の指定の通知)

第12条 知事は、条例第11条第2項又は第15条第2項の規定により別に納入又は納付に係る期間又は期限を指定したときは、産業廃棄物減量税納期限等指定通知書(第9号様式)により、これを通知するものとする。

(帳簿等への記載事項等)

第13条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 産業廃棄物の種類及び重量又は容量並びにそのうち条例第5条の規定により産業廃棄物減量税を課されない産業廃棄物の種類及び重量又は容量
- (3) 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の最終処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

(文書の様式等)

第14条 文書の様式は、産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。

行為の区分	様式
1 条例第10条第2項の規定による証票の交付	産業廃棄物減量税特別徴収義務者証票(第10号様式)
2 条例第11条第1項又は第15条第1項の規定による申告	産業廃棄物減量税納入(納付)申告書(第11号様式)
3 条例第12条第2項の規定による申請	産業廃棄物減量税徴収猶予申請書(第12号様式)
4 条例第12条第3項の規定により準用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第4項の規定による通知	産業廃棄物減量税徴収猶予(承認・不承認)通知書(第13号様式)
5 条例第13条第1項の規定による申請	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書(第14号様式)
6 条例第13条第3項の規定による通知	産業廃棄物減量税還付・納入義務免除(承認・不承認)通知書(第15号様式)
7 条例第16条第2項の規定による修正申告	産業廃棄物減量税修正申告書(第16号様式)

8 条例第17条の規定による通知	産業廃棄物減量税更正（決定）通知書（第17号様式）
9 法第20条の9の3第1項又は第2項の規定による請求	産業廃棄物減量税更正請求書（第18号様式）
10 法第20条の9の3第3項の規定による通知及び同項の規定による更正をする旨の通知	産業廃棄物減量税更正請求（承認・不承認）通知書（第19号様式）

2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物減量税の賦課徴収についての手続及び文書の様式は、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の定めるところによる。この場合において、同規則第5条第1項中「又はこの規則」とあるのは「、島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）、この規則又は島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）」と、同規則第7条第1項中「条例第5条」とあるのは「島根県産業廃棄物減量税条例第18条第1項の規定により読み替えられた条例第5条」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする者（条例附則第2項の規定により、登録の申請を行った者を除く。）とみなして、第7条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期限までに」とあるのは、「この規則の施行後直ちに」とする。

3 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場を設置しようとする者とみなして、第9条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「規則の施行後直ちに」とする。

別表（第5条関係）

産 業 廃 棄 物 の 種 類		換算係数
1	燃え殻（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する燃え殻をいう。）	1.14
2	汚泥（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する汚泥をいう。）	1.10
3	廃油（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃油をいう。）	0.90
4	廃プラスチック類（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類をいう。）	0.35
5	紙くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に規定する紙くずをいう。）	0.30
6	木くず（廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずをいう。）	0.55
7	繊維くず（廃棄物処理法施行令第2条第3号に規定する繊維くずをいう。）	0.12
8	動植物性残さ（廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
9	動物系固形不要物（廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
10	ゴムくず（廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。）	0.52
11	金属くず（廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。）	1.13
12	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃棄物処理法施行令第2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。）	1.00
13	鋳さい（廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する鋳さいをいう。）	1.93

14 がれき類（廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。）	1.48
15 動物のふん尿（廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。）	1.00
16 動物の死体（廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。）	1.00
17 ばいじん（廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。）	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物	1.00

備考 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長) 印

産業廃棄物減量税特別徴収義務者指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例第 9 条第 2 項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者として指定したので、この通知書を受け取った日から 5 日以内に特別徴収義務者としての登録申請書を提出してください。

住 所 又 は 所 在 地		
氏 名 又 は 名 称		
産業廃棄物減量税 を徴収すべき最終 処分場 (納入地)	所 在 地	
	名 称	
特別徴収義務者指定年月日		年 月 日
指 定 理 由		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁 (事務所) を經由して提出してください。

第2号様式(第7条関係)

産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書		
年 月 日	特別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地
支 庁 長 (事務所長) 様		氏名又は名称 ㊟
(電話)		
<p>島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者の登録を申請します。</p>		
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地	
	名 称	
最終処分の開始予定年月日及び許可番号	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
最終処分場の産業廃棄物処理施設許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
重 量 計 測 の 可 否	可 (計量計の最小目盛)	不可
中間処理業実施の有無	有	無
摘 要		

備考 産業廃棄物処分業許可証の写し(許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出すること。)を添付すること。

第 3 号様式 (第 7 条関係)

徴 収 番 号

産業廃棄物減量税特別徴収義務者変更登録申請書

年 月 日 支 庁 長 (事務所長) 様	特 別 徴 収 義 務 者	新	住所又は 所在地	
			氏名又は 名称	(電話) ①
		旧	住所又は 所在地	
			氏名又は 名称	(電話) ①

島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、登録事項の変更を申請します。

最終処分場の所在地及び 名称	所 在 地	
	名 称	

変 更 申 請 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

理 由	
-----	--

備考 産業廃棄物処分業の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付すること。

第4号様式(第9条関係)

最終処分場設置届出書		
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地
支 庁 長 (事務所長) 様	者	氏名又は名称 ㊟ (電話)
最終処分場の(設置・譲受け・借受け)をしたので、島根県産業廃棄物減量税条例(第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項)の規定により届け出ます。		
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地 名 称	
最終処分の開始予定年月日	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
最終処分場の産業廃棄物処理施設許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
譲受け又は借受けの場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
重量計測の可否	可 (計量計の最小目盛) 不可	
摘 要		

備考 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し(許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出すること。)を添付すること。

第 5 号様式 (第 9 条関係)

徴 収 番 号	
---------	--

最 終 処 分 場 変 更 届 出 書

年 月 日 支 庁 長 (事 務 所 長) 様	納 税 者 新 旧	住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	(電話) ㊟
		住所又は 所在地	
		氏名又は 名称	(電話) ㊟

島根県産業廃棄物減量税条例 (第14条第 1 項・第14条第 2 項の規定により準用される同条第 1 項) の規定により、届出事項の変更を届け出ます。

最終処分場の所在地及び 名称	所 在 地	
	名 称	

変 更 届 出 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

理 由	
-----	--

備考 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る事項に変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付すること。

第6号様式(第10条関係)

徴 収 番 号	
---------	--

産業廃棄物減量税特別徴収義務消滅届出書

年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地	
支 庁 長 (事務所長) 様		氏名又は名称	Ⓜ (電話)

次の最終処分場についての特別徴収義務が消滅したので届け出るとともに、特別徴収義務者証票を返納します。

最終処分場の所在地及び名称	所 在 地	
	名 称	

特別徴収義務が消滅することとなった理由	
---------------------	--

上記理由の発生年月日	年 月 日
------------	-------

備 考	
-----	--

第 7 号様式 (第 10 条関係)

徴 収 番 号

産業廃棄物減量税納税義務消滅届出書

年 月 日	納 税 者	住所又は所在地	
支 庁 長 (事務所長) 様		氏名又は名称	Ⓜ (電話)
次の最終処分場についての納税義務が消滅したので届け出ます。			
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地		
	名 称		
納税義務が消滅することとなった理由			
上記理由の発生年月日	年 月 日		
備 考			

第8号様式(第11条関係)

徴 収 番 号

最 終 処 分 場 休 止 届 出 書

年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	
支 庁 長 (事務所長) 様		氏名又は名称	Ⓜ (電話)

次のとおり最終処分場を休止しますので届け出ます。

最終処分場の所在地及び名称	所 在 地	
	名 称	

休 止 予 定 期 間	年 月 日から
	年 月 日まで

休 止 理 由	
---------	--

備 考	
-----	--

第 9 号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長) 印

産業廃棄物減量税納期限等指定通知書

島根県産業廃棄物減量税条例 (第11条第 2 項・第15条第 2 項) の規定により、 (徴収すべき産業廃棄物減量税の納入・産業廃棄物減量税の納付) の期間又は期限を次のとおり指定します。

	徴 収 番 号	
期 間	年 月 日から	年 月 日まで
納 期 限	年 月 日	
指 定 の 理 由		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁 (事務所) を経由して提出してください。

第10号様式(第14条関係)

第 号

産業廃棄物減量税特別徴収義務者証票

島 根 県

注 材質はアルミ製とし、規格は、縦10センチメートル、横20センチメートルとする。

第11号様式 (第14条関係)

産業廃棄物減量税納入 (納付) 申告書

		徴 収 番 号	
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	(電話)
	最終処分場	所在地	
		名 称	
支 庁 長 (事務所長) 様			
期 間	年 月 から 年 月 まで		
区 分	重 量 又 は 税 額		摘 要
課税対象産業廃棄物の重量	. トン		
条例第 5 条の規定により課税免除される産業廃棄物の重量	. トン		
課税標準たる重量 (-)	. トン		
のうち特別徴収に係る重量	. トン		
に係る申告納入税額	円		
のうち申告納付に係る重量	. トン		
に係る申告納付税額	円		

備考

- 1 「課税標準たる重量」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載すること。
- 2 この申告書には、付表を添付すること。

付表

特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称					徴収番号
区分	課税標準に関する明細書（ 年 月から 年 月まで）				
	産業廃棄物の種類	容量 (m^3)	換算係数	重量又は換算重量 (トン: x)	摘要
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鉱さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
産業廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物		1.00			
小計					申告書 欄へ転記
課税免除される搬入					
小計					申告書 欄へ転記
合計					申告書 欄へ転記

備考

- この付表は、第11号様式に添付すること。
- 「重量又は換算重量」欄はあらかじめ重量が判明している場合はその重量を、容量から換算して重量を算出した場合はその換算後の重量を記載し、及び「容量」欄に容量を記載すること。また、重量は、1,000分の1トン未満を切り捨てること。
- 「容量」欄は、端数を処理しないで記載すること。

第12号様式 (第14条関係)

徴 収 番 号	
---------	--

産業廃棄物減量税徴収猶予申請書

年 月 日	特別徴収義務者	住所又は所在地	
支 庁 長 (事務所長) 様		氏名又は名称	(電話) ㊟

島根県産業廃棄物減量税条例第12条第 2 項の規定により、徴収猶予の申請をします。

申 告 対 象 年 月	年 月 から 年 月 まで
-------------	---------------

納 期 限	年 月 日
-------	-------

申告納入に係る課税標準量	. トン
--------------	------

申 告 納 入 税 額	円
-------------	---

徴 収 猶 予 申 請 額	円
---------------	---

徴収猶予申請理由

徴収猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
----------	-----------------

担保の種類及び価格

摘 要

備考 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付すること。

第13号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長) 印

産業廃棄物減量税徴収猶予(承認・不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物減量税の徴収猶予については、次のとおり(承認する・承認しない)こととしたので通知します。

	徴 収 番 号	
申 告 対 象 年 月	年 月 から	年 月 まで
納 期 限	年 月 日	
課 税 標 準 量	. トン	
申 告 税 額	円	
徴 収 猶 予 申 請 額	円	
徴 収 猶 予 承 認 額	円	
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
担 保 の 種 類		
不 承 認 理 由		
備 考		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

第14号様式 (第14条関係)

徴 収 番 号	
---------	--

産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書

年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
支 庁 長 (事務所長) 様		氏名又は名称	(電話) ㊟

島根県産業廃棄物減量税条例第13条第1項の規定により、次のとおり還付又は納入義務の免除を申請します。

申 請 内 容	申告対象年月	納 期 限	課税標準量	税 額
申告納入に係る申告額等	年 月から 年 月まで	年 月 日	. トン	円
申告額のうち既に納入済みの税額				円
申告額のうち納入義務免除申請額等				円
納入義務免除による還付税額				円
申 請 理 由				
摘 要				

備考 還付又は納入免除の申請理由が生じたことを証する書面を添付すること。

第15号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長) 印

産業廃棄物減量税還付・納入義務免除(承認・不承認)通知書

年 月 日付で申請のあった産業廃棄物減量税の還付又は納入義務の免除については、次のとおり(承認する・承認しない)こととしたので、島根県産業廃棄物減量税条例第13条第3項の規定により通知します。

		徴 収 番 号			
申 請 内 容	申告対象年月	納 期 限	課税標準量	税 額	
申 告 額 等	年 月 から 年 月 まで	年 月 日	. トン	円	
申請額のうち還付又は納入義務免除申請額等				円	
還付又は納入義務免除額				円	
還付又は納入義務免除不承認の理由					

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を經由して提出してください。

第16号様式 (第14条関係)

産 業 廃 棄 物 減 量 税 修 正 申 告 書

徴 収 番 号	
---------	--

年 月 日	納 税 者	住所又は所在地		
		氏名又は名称	(電話)	
	支 庁 長 (事務所長) 様	最 終 処 分 場	所 在 地	
名 称				
期 間	年 月 から 年 月 まで			
区 分	課税標準たる重量	税 率	税 額	
修 正 申 告	. トン	() 円 / トン	円	
当 初 申 告	. トン	() 円 / トン	円	
今回納付すべき税額 (-)	. トン	/		円

備考

- 1 「課税標準たる重量」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載すること。
- 2 この申告書には、付表を添付すること。

付表

納税者の氏名又は名称					徴収番号
区分	課税標準に関する明細書 (年 月から 年 月まで)				
	産業廃棄物の種類	容 量 (m ³)	換算係数	重量又は換算重量 (トン: x)	摘 要
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鉱さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物		1.00			
小計					申告書 欄へ転記
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第16号様式に添付すること。
- 「重量又は換算重量」欄はあらかじめ重量が判明している場合はその重量を、容量から換算して重量を算出した場合はその換算後の重量を記載し、及び「容量」欄に容量を記載すること。また、重量は、1,000分の1トン未満を切り捨てること。
- 「容量」欄は、端数を処理しないで記載すること。

第17号様式 (第14条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長) 印

産業廃棄物減量税更正 (決定) 通知書

次のとおり課税標準たる重量及び税額の更正 (決定) 並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入 (納付) してください。不足金額に対する延滞金の計算方法は、裏面のとおりです。

更正 (決定) 対象	年 月 から 年 月 まで		徴 収 番 号			
申告書提出期限	年 月 日		申告書提出年月日		年 月 日	
区 分	課税標準たる重量		税 率	税 額		
更正 (決定) 額	. トン		() 円 / トン	円		
のうち既に納入 (納付) の確定した額	. トン		() 円 / トン	円		
差引過不足額	-				(ア) 円	
加算金に関する事項	区 分	基本税額	乗率	加算金額	左のうち既に決定した額	差引今回決定する額
	過少申告加算金	対象不足金額等	円 10/100	円		
		加算対象金額等	円 5/100	円		
		計			円	円
	不申告加算金	円	/100	円	円	円
	重 加 算 金	円	/100	円	円	円
計			円	円	(イ) 円	
この通知書により納付 (納入) すべき税額等 (ア) + (イ)					円	
上記の税額等の納期限			年 月 日			
更正 (決定) の理由	地方税法第 条の 第 項の規定による。					

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁 (事務所) を経由して提出してください。

(裏)

延 滞 金 の 計 算 方 法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入(納付)される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入(納付)される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数(A)}}{365} + 0.146 \right.$$

$$\left. \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第18号様式 (第14条関係)

徴 収 番 号	
---------	--

産 業 廃 棄 物 減 量 税 更 正 請 求 書

年 月 日 支 庁 長 (事 務 所 長) 様	請 求 者	住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称	(電 話)
-------------------------------------	-------------	----------------------------------	---------

最終処分場の所在地及び 名称	所 在 地 名 称	
-------------------	------------------	--

地方税法第20条の9の3第 項の規定により、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求対象年月	年 月 から 年 月 まで (申告納入分・申告納付分)
-----------	-------------------------------

税 額 等	課 税 標 準 量	更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等
		税 額	円	円

地方税法第20条の9の3 第1項の法定納期限の翌 日又は同法第20条の9の 3第2項各号の期間の起 算日	年 月 日 (地方税法第20条の9の3第 項第 号該当)
--	---------------------------------------

更正請求の理由、請求す るに至った事情の詳細そ の他参考となる事項	
---	--

備考

- 1 「更正の請求対象年月」欄は、申告対象月を記載し、括弧内の申告納入分・申告納付分のいずれかに 印を付けること。
- 2 この申告書には、付表を添付すること。

付表

					徴 収 番 号
特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称					
区分	課税標準に関する明細書（ 年 月から 年 月まで）				
	産業廃棄物の種類	容 量 (m ³)	換算係数	重量又は換算重量 (トン: x)	摘 要
課 税 標 準 と な る 搬 入	燃え殻		1.14		
	汚泥		1.10		
	廃油		0.90		
	廃プラスチック		0.35		
	紙くず		0.30		
	木くず		0.55		
	繊維くず		0.12		
	動植物性残さ		1.00		
	動物系固形不要物		1.00		
	ゴムくず		0.52		
	金属くず		1.13		
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	鋳さい		1.93		
	がれき類		1.48		
	動物のふん尿		1.00		
	動物の死体		1.00		
	ばいじん		1.26		
廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物		1.00			
小計					更正請求書 欄へ転記
課 税 免 除 さ れ る 搬 入					
小計					
合計					

備考

- この付表は、第18号様式に添付すること。
- 「重量又は換算重量」欄はあらかじめ重量が判明している場合はその重量を、容量から換算して重量を算出した場合はその換算後の重量を記載し、及び「容量」欄に容量を記載すること。また、重量は、1,000分の1トン未満を切り捨てること。
- 「容量」欄は、端数を処理しないで記載すること。

第19号様式 (第14条関係)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長) 印

産業廃棄物減量税更正請求 (承認・不承認) 通知書

年 月 日付けの産業廃棄物減量税の更正の請求については、次のとおり (承認する・承認しない)
こととしたので、通知します。

		徴 収 番 号		
最終処分場の所在地及び名称	所 在 地			
	名 称			
更正の請求対象年月	年 月 から 年 月 まで (申告納入分・申告納付分)			
税 額 等		更正の請求前	更正の請求後	差引更正の請求額等
	課 税 標 準 量	. トン	. トン	. トン
	税 額	円	円	円
不 承 認 の 理 由				

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁 (事務所) を経由して提出してください。

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第102号

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則（昭和37年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「郵便振替」を「、郵便振替法（昭和23年法律第60号）第58条に規定する公金に関する郵便振替」に改める。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第6号に規定する収支等命令者は、島根県会計規則又は島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）（以下「会計規則等」という。）の規定に基づく徴収金等の納付又は納入に関する書類（以下「納付書等」という。）を納税義務者又は納入義務者（以下「納税義務者等」という。）に交付するときは、納付書等に払込取扱票（別記様式）を添付するものとする。ただし、当該納税義務者等が第4条第4号に規定する郵便局を利用することができる地域に所在する場合は、払込取扱票の添付を省略することができる。

2 納税義務者等は、徴収金等を郵便局で払い込むときは、納付書等（第4条第4号に規定する郵便局で払い込む場合に限る。）又は払込取扱票により払い込まなければならない。

第4条を次のように改める。

第4条 郵便振替の口座番号等は、次のとおりとする。

- (1) 口座番号 01420 - 9 - 960001
- (2) 加入者 島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部
- (3) 取りまとめ郵便局 松江中央郵便局
- (4) 納付書等による払込みの取扱郵便局 島根県、鳥取県、岡山県、広島県及び山口県内の郵便局

第5条中「前条に規定する指定金融機関」を「島根県指定金融機関」に改め、「（以下「領収済等通知書類」という。）」を削る。

様式第1号その1からその3までを削り、附則の次に次の3様式を加える。

別記様式その1 (第2条、第5条関係)

07	払込取扱票										払込料金加入者負担																																																																					
口座番号										金額				千 百 十 万 千 百 十 円																																																																		
0 1 4 2 0 9										9 6 0 0 0 1																																																																						
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部										備考																																																																					
ご依頼人	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">収納番号</td> <td colspan="8">島根県県税納付金</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付CD</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>										収納番号		島根県県税納付金								10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	4	3																				納付CD										受付局日附印							
	収納番号		島根県県税納付金																																																																													
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																											
	4	3																																																																														
納付CD																																																																																
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認第 号)																																																																																
これより下部には何も記入しないでください。																																																																																

切り取らないで郵便局にお出しく下さい。

郵便振替払込請求書兼受領証														
口座番号										払込料金加入者負担				
0 1 4 2 0 9										9 6 0 0 0 1				
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部										備考			
金額	千 百 十 万 千 百 十 円													
ご依頼人											様			
備考										受付局日附印				

別記様式その2 (第2条、第5条関係)

07	払込取扱票										払込料金加入者負担																																																																					
口座番号										金額				千 百 十 万 千 百 十 円																																																																		
0 1 4 2 0 9										9 6 0 0 0 1																																																																						
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部										備考																																																																					
ご依頼人	<table border="1"> <tr> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付CD</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">島根県納入金</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>										10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	3	1																				納付CD										島根県納入金										受付局日附印							
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																											
	3	1																																																																														
	納付CD																																																																															
島根県納入金																																																																																
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認第 号)																																																																																
これより下部には何も記入しないでください。																																																																																

切り取らないで郵便局にお出しく下さい。

郵便振替払込請求書兼受領証														
口座番号										払込料金加入者負担				
0 1 4 2 0 9										9 6 0 0 0 1				
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部										備考			
金額	千 百 十 万 千 百 十 円													
ご依頼人											様			
備考										受付局日附印				

別記様式その3(第2条、第5条関係)

07	払込取扱票 公	払込料金 加入者負担																																											
口座番号	百 十 万 千 百 十 番	金 額	千 百 十 万 千 百 十 円																																										
0 1 4 2 0 9	9 6 0 0 0 1																																												
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部		備考																																										
ご依頼人	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">1日</td> <td style="width:10%;">消 帳</td> <td style="width:10%;">手 帳 記 録</td> <td style="width:10%;">年 度 概 算</td> <td style="width:10%;">合 計</td> <td style="width:10%;">款 項</td> <td style="width:10%;">目</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">5:0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">引 当</td> <td style="text-align:center;">繰 上 金</td> <td style="text-align:center;">前 払</td> <td style="text-align:center;">通 知</td> <td style="text-align:center;">金 引</td> <td style="text-align:center;">内 訳</td> <td style="text-align:center;">番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			1日	消 帳	手 帳 記 録	年 度 概 算	合 計	款 項	目	5:0							引 当	繰 上 金	前 払	通 知	金 引	内 訳	番 号																					
1日	消 帳	手 帳 記 録	年 度 概 算	合 計	款 項	目																																							
5:0																																													
引 当	繰 上 金	前 払	通 知	金 引	内 訳	番 号																																							
	鳥根県 返納金		受 付 局 日 附 印																																										
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認広第 号)																																													
これより下部には何も記入しないでください。																																													

切り取らないで郵便局にお出しください。

郵便振替払込 請求書兼受領証 公		払込料金 加入者負担																																											
口座番号	百 十 万 千 百 十 番	金 額	千 百 十 万 千 百 十 円																																										
0 1 4 2 0 9	9 6 0 0 0 1																																												
加入者名	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部		備考																																										
ご依頼人	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">1日</td> <td style="width:10%;">消 帳</td> <td style="width:10%;">手 帳 記 録</td> <td style="width:10%;">年 度 概 算</td> <td style="width:10%;">合 計</td> <td style="width:10%;">款 項</td> <td style="width:10%;">目</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">5:0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">引 当</td> <td style="text-align:center;">繰 上 金</td> <td style="text-align:center;">前 払</td> <td style="text-align:center;">通 知</td> <td style="text-align:center;">金 引</td> <td style="text-align:center;">内 訳</td> <td style="text-align:center;">番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			1日	消 帳	手 帳 記 録	年 度 概 算	合 計	款 項	目	5:0							引 当	繰 上 金	前 払	通 知	金 引	内 訳	番 号																					
1日	消 帳	手 帳 記 録	年 度 概 算	合 計	款 項	目																																							
5:0																																													
引 当	繰 上 金	前 払	通 知	金 引	内 訳	番 号																																							
	鳥根県 返納金		受 付 局 日 附 印																																										
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認広第 号)																																													
これより下部には何も記入しないでください。																																													

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の規定により交付された払込取扱票による払込みについては、当分の間、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第1,227号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石原医院	仁多郡横田町横田1044	平成16年10月16日
松江腎クリニック	松江市南田町110番地	平成16年11月1日
加藤医院	簸川郡佐田町大字宮内741-8	平成16年12月1日
あつた薬局	浜田市熱田町1463-2	平成16年12月1日

島根県告示第1,228号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
石原医院	仁多郡横田町横田1044	平成16年 9 月28日
松江腎クリニック	松江市南田町110番地	平成16年10月31日
川瀬医院	美濃郡美都町大字都茂1175	平成16年10月31日
ドラッグストアウエーブますだ	益田市乙吉町イ336 - 6	平成16年11月21日
加藤医院	簸川郡佐田町大字宮内726の 3	平成16年11月30日

島根県告示第1,229号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	図 書 名 称	発行・出版会社名
15925	雑誌	URECCO gal 1月号	ミリオン出版株式会社
15926	雑誌	ホイップ 1月号	株式会社コアマガジン
15927	雑誌	COMIC ゲッチュ 1月号	若生出版株式会社
15928	雑誌	写真ボーイ 1月号	(株)サン出版
15929	雑誌	恋愛Kiss ラブキス 1月号	笠倉出版社
15930	雑誌	Special AYA (スペシャルアヤ) 1月号	宙(おおぞら)出版
指定の理由			
青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。			

島根県告示第1,230号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第 1 項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	題 名	配 給 会 社 名
10643	映画	愛のラビリンス	オーピー映画
10644	映画	裏の後家さん 張(パイプ)形に夢中!	新日本映像
10645	映画	濃厚不倫 とられた女	新東宝映画
10646	映画	義母同窓会 - 息子を食わないで! -	新日本映像
10647	映画	ジャッカス・ザ・ムービー	UIP
10648	映画	新日本映像ニュース 義母同窓会 - 息子を食わないで! -	新日本映像
10649	映画	ラブホテル 朝まで生だし	オーピー映画
10650	映画	マダムレズ 擦 こす りあう快感	新日本映像

10651	映画	和風旅館のロシア女将 女体盛り	新日本映像
10652	映画	肌の隙間	新東宝映画
10653	映画	女探偵 おねだり七変化	オーピー映画
10654	映画	新日本映像ニュース マダムレス 擦 こす りあう快感	新日本映像
10655	映画	新日本映像ニュース 和風旅館のロシア女将 女体盛り	新日本映像
10656	映画	ストリッパー ~愛欲の日々~	オーピー映画
10657	映画	オーガズムリポート 痴女SEX相談室	新東宝映画
10658	映画	異常性欲リポート 激ナマSEX研究所	新東宝映画
10659	映画	欲情喪服妻 うずく	オーピー映画
10660	映画	桃色ガードマン カラダ張ります!	新東宝映画
10661	映画	ドリーマーズ	日本ヘラルド映画
10662	映画	獵人日記	ギャガ・コミュニケーションズ
10663	映画	新人バスガイド くわえ上手な唇	オーピー映画
10664	映画	裏令嬢 恥辱の花びら	オーピー映画
10665	映画	恥母の湯巻き こすって、もっと!	新日本映像
10666	映画	ブエノスアイレスの夜	アットエンタテインメント
10667	映画	寝とられた人妻・夕樹舞子 私に股がして	新日本映像
10668	映画	金粉FUCK ずぶ濡れ観音	オーピー映画
10669	映画	新日本映像ニュース<恥母の湯巻き こすって、もっと!>	新日本映像
10670	映画	新日本映像ニュース<寝とられた人妻・夕樹舞子 私に股がして>	新日本映像

指定の理由

青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

島根県告示第1,231号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
坂根 健志	内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成16年12月8日

島根県告示第1,232号

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱(平成6年島根県告示第1,040号)の一部を次のように改正する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「第 2 号」を「第 1 号(1)」に改める。

附 則

この告示は、平成16年12月17日から施行する。

島根県告示第1,233号

企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱（平成14年島根県告示第384号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条の表 2 の項資金の種類欄中「第 2 号」を「第 1 号(1)」に改める。

附 則

この告示は、平成16年12月17日から施行する。

島根県告示第1,234号

ヨ－ネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨ－ネ病 (患畜)	牛	平成 8 年 11月16日	1 頭	仁多郡横田町	平成16年 11月18日	ホルスタイン種、自家産牛

島根県告示第1,235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 3 項の規定により、頓原町土地改良区理事長から殿居地区における換地処分を平成16年12月 2 日付けで行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第 1 項の規定に基づき、 3 条資格者施行申請人代表から芦原奥地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の 2 第 1 項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年12月17日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第1,237号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町中湯石1837 - 2、1837 - 3

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第1,238号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤ2 - 4、2 - 13

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第1,239号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1,091号）の一部を次のように改正し、平成16年12月17日から施行する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項加入区の名の欄中「五箇村・都万村」を「五箇・都万」に改め、同項漁業の区分の欄の4中「都万村大字都万」を「隠岐の島町都万」に改め、同欄の5中「都万村大字那久、大字油井及び大字蔵田」を「隠岐の島町那久、油井及び蔵田」に改め、同欄の6中「都万村大字津戸」を「隠岐の島町津戸」に改め、同欄の7中「都万村大字蛸木」を「隠岐の島町蛸木」に改め、同表18の項加入区の名の欄中「布施村」を「布施」に改め、同表19の項漁業の区分の欄の5中「西郷町大字大久及び大字犬来」を「隠岐の島町大久及び犬来」に改め、同欄の6中「西郷町大字飯田、大字東郷、大字東町、大字中町及び大字栄町」を「隠岐の島町飯田、東郷、東町、中町及び栄町」に改め、同欄の7中「西郷町大字西町、大字港町、大字下西、大字西田及び大字有木」を「隠岐の島町西町、港

町、下西、西田及び有木」に改め、同欄の 8 中「西郷町大字今津」を「隠岐の島町今津」に改め、同欄の 9 中「西郷町大字加茂」を「隠岐の島町加茂」に改める。

島根県告示第1,240号

平成16年度地籍調査事業の決定（平成16年島根県告示第512号）の一部を次のように改正し、平成16年12月17日から施行する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

表大田市の項を次のように改める。

大田市	大田 久手 朝山 朝山	交付決定の日から平成17年 3 月31日まで
-----	----------------------	------------------------

島根県告示第1,241号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	田儀山中大田線	簸川郡多伎町大字奥田儀623番 1 地先から同大字634番 1 地先まで	前	メートル 3.50 ~ 8.60	メートル 440.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	12.00 ~ 70.00	424.00		
"	三瓶山公園線	大田市三瓶町池田字吉里松2549番10地先から同字2549番 7 地先まで	前	15.00 ~ 27.80	83.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	23.00 ~ 30.00	83.00		
"	"	大田市三瓶町池田字吉里松2549番 6 地先から同字2549番12地先まで	前	9.00 ~ 27.00	46.00		道路改良工事 拡幅
			後	26.00 ~ 51.40	46.00		
"	"	大田市三瓶町池田字吉里松2549番12地先から同地先まで	前	16.00 ~ 25.00	85.00		道路改良工事 拡幅
			後	17.00 ~ 27.00	85.00		

島根県告示第1,242号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町小路赤井532番2地先から同515番地先まで	メートル 340.00	平成16年 12月17日	隠岐支庁	
県道	田儀山中大田線	簸川郡多岐町大字奥田儀623番1地先から同大字634番1地先まで	424.00	平成16年 12月24日	出雲土木建築事務所	
"	別府川本線	邑智郡美郷町地頭所14番1地先から同612番7地先まで	280.00	"		
"	川本大家線	邑智郡川本町大字湯谷825番1地先から同大字806番3地先まで	120.00	"	川本土木建築事務所	
"	"	邑智郡川本町大字三俣63番5地先から同地先まで	54.00	"		

島根県告示第1,243号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県川本土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称
一級河川江の川水系祖式川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年12月17日
- 3 廃川敷地等の位置
邑智郡川本町大字多田105番1地先道路地先から
邑智郡川本町大字多田2800番1地先道路地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地1,485.97平方メートル

島根県告示第1,244号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成16年12月17

日から施行する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

表の安来市の項中

白 井	簡易耐火構造平家建	昭和38	0.94
		昭和39	
		昭和40	
		昭和41	

を

白 井	簡易耐火構造平家建	昭和38	0.94
		昭和39	
		昭和40	
		昭和41	
	耐火構造 2 階建	平成16	1.00

に改める。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
津和野都市計画下水道
津和野町公共下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）高度利用地区
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年12月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
安来市飯島町字藤木413 - 1
面積 1,170平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号
株式会社デオデオ
代表取締役 友則和寿

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第4号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定に基づき、次の史跡を島根県指定史跡に指定したので、同条第2項で準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
史跡	堀部第1遺跡	1所	八束郡鹿島町大字北講武885番地4	八束郡鹿島町

島根県教育委員会告示第5号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第31条第 1 項の規定に基づき、次の名勝を島根県指定名勝に指定したので、同条第 2 項で準用する同条例第 4 条第 4 項の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
名勝	双川峡	1 所	益田市美都町板井川246番地 327番地 1 1349番地 5 1350番地 1 1350番地 2 1351番地 1 1351番地 3 板井川河川敷のうち、1351番地 1の上流筆境と1350番地 3下流 筆境を結んだ線から、327番地 1下流筆境と1349番地 5下流筆 境を結んだ線までの区間を含 む。	益田市 斎藤勝實

島根県教育委員会告示第 6 号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第31条第 1 項の規定に基づき、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年12月17日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
天然記念物	後山都茂屋のヤブツバキ	1 株	益田市美都町丸茂33番地	花本 茂

正 誤

平成16年11月 5 日付け島根県報第1,622号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
22	下から10	平成10年島根県条例第19号	平成16年島根県条例第50号
24	上から 9	委員会	委員

